

2010年6月28日 全8頁

2011年以降の子育て世帯の手取り収入の変化

制度調査部
是枝 俊悟

子ども手当半額（月1万3,000円）支給を前提としたシミュレーション

[要約]

- 2010年6月より子ども手当の支給が始まり、子どものいる世帯の手取り収入が増加した。一方、2011年1月以降所得税の扶養控除（年少分）が廃止され、2012年6月以降住民税の扶養控除（年少分）が廃止される。
- 2011年度以降の子ども手当の支給額（子ども1人あたり、月額）については、民主党の参院選マニフェストでは「1万3,000円から上積みします」との表記となった。
- 2010年度以降も子ども手当の支給額が月額1万3,000円に留まった場合、家計の手取り収入増加の効果は税制改正の影響もあるため、月額2万6,000円とした場合の概ね2割程度となる。また、主に①3歳未満の子がいる世帯、②年収800万円前後の世帯、③年収約1,500万円以上の世帯で、2009年と比べて手取り収入が減少する場合がある。

1. 子ども手当法と税制改正法、民主党のマニフェスト

- 2010年3月26日に、子ども手当法が成立した。これにより、既に成立していた改正税法および2010年度予算と併せて、政府・与党が掲げる子育て支援政策がスタートする。
- 2010年度中は、中学生以下の子ども1人あたり月額1万3,000円（半額支給）を所得制限なしに支給する。支給月は、6月・10月・翌2月であり、それぞれ前の月までの分を支給する仕組みとなっている。子ども手当法は2010年度限りの法律となっており、2011年度以降については、改めて法案を作成し成立させることで実施するものとしている。
- 一方、子どもを扶養する世帯に与えられていた税制上の措置である扶養控除は、中学生以下（税法上正確には、16歳未満）の部分については、子ども手当の財源の一部に充てるため、所得税分については2011年1月より廃止、住民税分については2012年6月より廃止される（詳細なスケジュールについては8ページの図表8を参照）。
- 2009年7月の民主党のマニフェスト（以下、衆院選マニフェスト）では、2011年度以降子ども手当の支給額を月額2万6,000円（満額支給）とする方針が定められていた。
- しかし、2010年6月に発表された民主党のマニフェスト（以下、参院選マニフェスト）では、子ども手当の支給額について「1万3,000円から上積みします」、「上積み分については、地域の実情に応じて、現物サービスにも代えられるようにします」と表記され、月額2万6,000円の満額支給は事実上断念することとなった。

2. 子ども手当支給のために必要な財源

○以下の図表1は、子ども手当および高校無償化に必要な額と財源の一覧である。

○従来の扶養控除（16歳未満）を廃止し、特定扶養控除（16歳超19歳未満）を縮小することによる増収分、および従来の児童手当に充てられていた額が、子ども手当と高校無償化の財源の一部に充てられる。

○もし2011年度に子ども手当を満額支給するならば、約4兆700億円が不足する計算であった。

図表1 子ども手当・高校無償化の財源

		2010年度	2011年度 子ども手当を 満額支給なら	2011年度 子ども手当を 半額支給なら	
手当	子ども手当支給	2兆2,254億円	約5兆3,000億円	約2兆6,500億円	
	高校無償化	3,933億円	約4,000億円	約4,000億円	
必要財源額(A)		2兆6,187億円	約5兆7,000億円	約3兆0,500億円	
財源	児童手当の廃止(財源利用)	1兆0,160億円	1兆0,160億円	1兆0,160億円	
	扶養控除の廃止	国税分	818億円	5,185億円	5,185億円
		地方税分	-	-	-
	特定扶養控除の縮小	国税分	-	957億円	957億円
地方税分		-	-	-	
検出した財源額(B)		1兆0,978億円	1兆6,302億円	1兆6,302億円	
財源不足額(A-B)		1兆5,209億円	約4兆0,700億円	約1兆4,200億円	

(注) 地方税分の増税については2012年6月以降なので2011年度予算では財源とならない。

(出所) 財務省・総務省発表資料をもとに大和総研制度調査部作成

○2010年度予算編成時は、財務省は「事業仕分け」等で検出した国庫返納金などの税外収入を充てることで新規国債発行額を抑えて子ども手当などの財源に充てた旨を説明されていた¹。

○しかし、2011年度予算編成においては、事業仕分け等による税外収入を2010年度並みに確保することも難しく、また歳出削減による財源の調達も困難であるものと考えられ、財政規律を重視するため子ども手当の満額支給を断念したものと考えられる。

3. 子ども手当半額支給の場合の家計への影響（概論）

○大和総研制度調査部では、2011年度以降も子ども手当の半額支給が続いた場合の家計への影響の試算を

¹ ただし、2010年度の予算編成においても、以下の理由から実質的な意味合いとしては新規国債を発行して子ども手当の財源を調達したものと同等であると考えられる。事業仕分けによって得た税外収入のほとんどは資産の取り崩しによる1回限りの特別収入のようなものである。これまで、特別会計から繰り入れた1回限りの特別収入については、既発の国債を消却し、国の借金を返済する資金に充てられるのが一般的であり、例えば2008年度においては、財政投融资特別会計からの繰入金で国債の買入消却に充てられた。従来なら過去の国債を消却するために使うべき特別収入を子ども手当等の新規施策を行うために使うこととなったのだから、実質的には新規国債発行額を増加させたのと同様の意味合いを持つ。

行った。まずは、概論として、夫がサラリーマン、妻が専業主婦の世帯で3歳以上小学生以下の子どもが2人いる4人世帯、世帯年収については300万円、500万円、700万円、1,000万円の4パターンの試算を紹介する。

- 図表2の左側の「2011年度から満額支給の場合」は、衆院選マニフェスト通り2011年4月から子ども手当の支給額が子ども1人あたり月額26,000円に増額したケース、右側の「半額支給が続いた場合」は2011年度以降も子ども手当の支給額が子ども1人あたり月額13,000円に留まるケースである。
- いずれのケースにおいても、2010年度税制改正で成立した、2011年1月からの所得税の扶養控除（15歳以下）の廃止および、2012年6月からの住民税の扶養控除（15歳以下）の廃止を織り込んでいる。これらの増税も含めて1年を通して新制度への移行が完了するのは2013年からである。

図表2 子ども手当支給と税制改正等による世帯の手取り年収の増加額（単位：円）

世帯年収 ↓	2011年度から満額支給の場合				半額支給が続いた場合			
	2010年	2011年	2012年	2013年～	2010年	2011年	2012年	2013年～
300万円	+144,000	+390,200	+429,700	+402,200	+144,000	+156,200	+117,700	+90,200
500万円	+144,000	+385,900	+425,400	+397,900	+144,000	+151,900	+113,400	+85,900
700万円	+144,000	+343,000	+382,500	+355,000	+144,000	+109,000	+70,500	+43,000
1,000万円	+234,000	+394,000	+433,500	+406,000	+234,000	+160,000	+121,500	+94,000

(注) 夫がサラリーマン、妻が専業主婦で、3歳以上小学校卒業までの子どもが2人の4人世帯を想定。2009年と比べた場合の各年(暦年単位)の手取り収入の増加額の試算した。2010年度税制改正による、「所得税・住民税の扶養控除の廃止」および現行の児童手当の廃止を織り込む。税制改正の影響が完全に反映されるのは2013年以降。

(出所) 大和総研制度調査部試算

- 制度移行完了後の2013年時点で比較すると、満額支給の場合は年収300万円の世帯で2009年比40万2,200円の手取り年収増となるのに対し、半額支給の場合は9万200円増と手取り年収を押し上げる効果は満額支給の場合の22.4%に縮小する。同じく年収500万円の世帯では、39万7,900円増から8万5,900円増の21.6%。年収700万円の世帯では、35万5,000円増から4万3,000円増の12.1%。年収1,000万円の世帯では、40万6,000円増から9万4,000円増の23.2%となる。
- 子ども手当の半額支給を継続した場合、子育て世帯の家計支援効果は満額支給を行う場合と比べて半分程度ではなく、2割程度に縮小することが分かる。
- 家計の手取り収入の押し上げ効果は、衆院選マニフェストと比べて2割程度となり、参院選マニフェストでは政策を大幅に修正したものといえるだろう。

4. 子ども手当半額支給で、手取り収入が減少する世帯

- 子ども手当の支給額を月額1万3,000円の半額支給に据え置いた場合、2013年以降の完全移行時に2009年と比べて、手取り収入が減少する世帯もある。これは、主に、①3歳未満の子がいる世帯、②年収800万円前後の世帯、③年収約1,500万円以上の世帯が該当する。

○なお、子が3人以上いる世帯においては、①・②・③に該当しなくても2009年比で手取り収入が減少する可能性がある²。ただし、これはかなり条件が限定され、該当する世帯は多くないものと考えられる。

1. 3歳未満の子がいる世帯

○「①3歳未満の子がいる世帯」については、2009年度までの児童手当において、子ども1人あたり月額1万円が支給されていた世帯である。児童手当は、小学校卒業まで子ども1人あたり月額5,000円を支給する制度であるが、3歳未満の子どもには1人あたり月額1万円が支給されていた³。

○①の世帯においては、児童手当が子ども手当に変わることによる増収が子ども1人あたり月額3,000円しかないため、扶養控除廃止の影響により手取り収入が2009年比で減少する可能性がある。

【子の年齢を固定して、同じ世帯構成・世帯年収として、2009年の手取り収入と比較する】

○例えば、夫がサラリーマン・妻が専業主婦で3歳未満の子が1人いる、年収500万円の世帯について、2009年と比べた世帯の手取り収入を、「2009年において同年齢の子を育てていた同年収の世帯」と比較すると、以下のようになる。

図表3 3歳未満の子が1人いる3人世帯の手取り年収の変化【子の年齢を固定】（単位：円）

	2010年	2011年	2012年	2013年～
子ども手当支給	117,000	156,000	156,000	156,000
児童手当廃止	-90,000	-120,000	-120,000	-120,000
所得税額の増加	0	-19,300	-19,300	-19,300
住民税額の増加	0	0	-19,250	-33,000
合計	27,000	16,700	-2,550	-16,300

（出所）大和総研制度調査部試算

2009年において、同年齢の子を育てていた同年収の世帯との比較。すべて暦年単位。夫がサラリーマン、妻が専業主婦、3歳未満の子が1人の3人世帯、世帯年収500万円。子ども手当の支給額は2011年度以降も月額13,000円の支給が続くものとした。

○図表3をみると、2012年以降においては3歳未満の子がいる世帯にとって、「2009年において同年齢の子を育てていた同年収の世帯」と比較すると手取り収入が減少していることがわかる。

【2009年生まれの子がいる世帯について、同じ世帯年収として、旧制度下の手取り収入と比較する】

○ただし、図表3はあくまで「2009年において、3歳未満の子が1人いる世帯の手取り年収」と「2010～2013年の各年において、3歳未満の子が1人いる世帯の手取り年収」を比較したものである。実際の受給者の立場で考えれば、2009年において0歳以上3歳未満である子は、2012年においては必ず3歳以上

² 例えば、夫がサラリーマン、妻が専業主婦で、3歳以上小学校卒業までの子が4人いる6人世帯で、年収800万円の場合、子ども手当の半額支給が続くと、2013年以降は2009年と比べ14,100円減少する。

³ なお、2009年度までの児童手当では、第3子以降についても月額1万円が支給されていた。

になっている。

- 仮に、子ども手当が創設されず、2009年度までの児童手当が継続していたと仮定しても、「2009年において3歳未満の子がいる世帯」は、2012年までのいずれかの年において子が3歳になり、児童手当の受給額は減額されたはずである。
- この点を考慮に入れて、2009年生まれの子1人がある世帯（その他の条件は図表3と同じ）において、2009年度までの制度が継続されたと仮定した場合（児童手当継続、扶養控除維持）と比較した世帯の手取り収入の変化は図表4の通りである。

図表4 2009年生まれの子が1人いる3人世帯の手取り年収の変化【旧制度との比較】（単位：円）

	2010年	2011年	2012年	2013年～
(子どもの年齢)	1歳	2歳	3歳	4歳
子ども手当支給	117,000	156,000	156,000	156,000
児童手当廃止	-90,000	-120,000	-60,000	-60,000
所得税額の増加	0	-19,300	-19,300	-19,300
住民税額の増加	0	0	-19,250	-33,000
合計	27,000	16,700	57,450	43,700

(出所)大和総研制度調査部試算

2009年度までの制度が継続されたと仮定した場合と比較した各年の手取り収入の増減。すべて暦年単位。夫がサラリーマン、妻が専業主婦、2009年生まれの子が1人の3人世帯（経年変化による子の成長を考慮する）、世帯年収500万円。子ども手当の支給額は2011年度以降も月額13,000円の支給が続くものとした。

- 図表4に示された通り、2009年までに生まれた子どもがいる世帯においては、受給者の視点で2009年度までの制度が維持された場合と比較すると手取り収入が減少しないといえる（ただし、年収800万円前後または約1,500万円以上の世帯は、手取り収入が減少する可能性がある。この場合については後述する）。

【まとめ】

- 図表3と図表4の試算結果をまとめると、以下のことがいえる。
- 2009年までに生まれた子どもがいる世帯においては、受給者の視点で2009年度までの制度が維持された場合と比較すると手取り収入が減少することはない（年収800万円前後、および約1,500万円以上の世帯を除く）。
- 一方、2010年以降に子どもが生まれた世帯においては、2012年以降子が3歳未満である期間について、「2009年において同年齢の子どもを育てていた、同年収の世帯」と比べると手取り収入が減少している場合がある。

2. 年収 800 万円前後の世帯

- 「②年収 800 万円前後の世帯」は、2009 年度までの児童手当において、所得制限の上限近くの収入を得ていた世帯である。2009 年度までは、図表 5 の上限年収を超える所得がある世帯について、児童手当が支給されなかった。
- 年収 800 万円前後とは、片働きの世帯においては世帯年収をいい、共働きの場合は、夫婦のうち多いほうの年収のことをいう。

図表 5 児童手当の支給上限年収

片働きの場合	共働きの場合(※)	上限年収(万円)
	子ども1人	775
子ども1人	子ども2人	817
子ども2人	子ども3人	860
子ども3人	子ども4人	902

(出所)法令をもとに大和総研制度調査部試算
 厚生年金または共済年金の被保険者の場合、表記の上限年収を超えると、児童手当は支給されなかった。
 (※)共働き世帯の場合、児童手当の支給の可否は夫婦合計の収入ではなく、夫婦のうち収入の多いほうの金額をもとに判定される。

- 例えば、夫がサラリーマン・妻が専業主婦で3歳以上小学校卒業までの子が2人いる、年収 800 万円の世帯について、2009 年と比べた世帯の手取り年収は、以下ようになる(2013 年までの間に子どもが小学校を卒業する場合を考慮しない)。なお、年収以外の条件については、図表 2 と同じである。

図表 6 年収 800 万円の 4 人世帯における手取り年収の変化(単位:円)

	2010年	2011年	2012年	2013年～
子ども手当支給	234,000	312,000	312,000	312,000
児童手当廃止	-90,000	-120,000	-120,000	-120,000
所得税額の増加	0	-152,000	-152,000	-152,000
住民税額の増加	0	0	-38,500	-66,000
合計	144,000	40,000	1,500	-26,000

(出所)大和総研制度調査部試算
2009年との比較(ただし、2013年までの間に子どもが小学校を卒業しないものとする)。すべて暦年単位。夫がサラリーマン、妻が専業主婦、3歳以上小学校卒業までの子が2人の4人世帯、世帯年収800万円。子ども手当の支給額は2011年度以降も月額13,000円の支給が続くものとした。

- 年収 800 万円前後の世帯においては、課税所得金額が 330 万円を超え、限界的な所得税率が 20%となっている。このため、年収 800 万円前後より低い年収層に比べて扶養控除の廃止による所得税額の増加幅が大きい。
- また、年収 800 万円前後より高い年収層については、2009 年度まで児童手当が支給されていなかったため、児童手当の廃止の影響を受けないが、年収 800 万円前後の世帯においては児童手当の廃止による影響を受ける。
- これらの理由により、年収 800 万円前後の世帯において、子ども手当の半額支給が続く場合、世帯の手取り収入が 2009 年と比べて減少することになる。

3. 年収約 1,500 万円以上の世帯

- 「③年収約 1,500 万円以上の世帯」においては、課税所得金額が 900 万円を超え、所得税の限界税率が 33%以上となっている。このため、扶養控除廃止の影響が大きく、子ども手当が支給されても、2013 年以降は手取り収入が 2009 年比で減少する。
- 例えば、夫がサラリーマン・妻が専業主婦で 3 歳以上小学校卒業までの子が 2 人いる、年収 1,500 万円の世帯について、2009 年と比べた世帯の手取り年収は、以下ようになる（2013 年までの間に子どもが小学校を卒業する場合を考慮しない）。なお、年収以外の条件については、図表 2 と同じである。

図表 7 年収 1,500 万円の 4 人世帯における手取り年収の変化

	2010年	2011年	2012年	2013年～
子ども手当支給	234,000	312,000	312,000	312,000
児童手当廃止	0	0	0	0
所得税額の増加	0	-250,800	-250,800	-250,800
住民税額の増加	0	0	-38,500	-66,000
合計	234,000	61,200	22,700	-4,800

（出所）大和総研制度調査部試算

2009年との比較（ただし、2013年までの間に子どもが小学校を卒業しないものとする）。すべて暦年単位。夫がサラリーマン、妻が専業主婦、3歳以上小学校卒業までの子が2人の4人世帯、世帯年収1500万円。子ども手当の支給額は2011年度以降も月額13,000円の支給が続くものとした。

- 年収 1,500 万円の 4 人世帯においては、2013 年以降、2009 年比で世帯の手取り年収が減少する。
- なお、年収 2,500 万円以上の世帯においては、所得税の限界税率が 40%となるため、図表 7 よりもさらに大きく手取り収入が減少する。

補. 制度改正のスケジュール表

図表8 制度改正のスケジュール表

		2009年→			2010年→			2011年→			2012年→			2013年→		
		1月	4月	6月	1月	4月	6月	1月	4月	6月	1月	4月	6月	1月	4月	6月
現行児童手当・子ども手当・高校無償化等は年度単位(4月～翌3月)	現行児童手当	0.5万円～1万円/月(小学校卒業まで)			廃止			廃止			廃止			廃止		
	子ども手当	なし			1.3万円/月(中学校卒業まで)			1.3万円/月?(中学校卒業まで)			1.3万円/月?(中学校卒業まで)			1.3万円/月?(中学校卒業まで)		
	公立高校無償化/私立高校補助	なし			年間約12万円援助			年間約12万円援助			年間約12万円援助			年間約12万円援助		
所得税は暦年単位(1月～12月)	所得税の扶養控除	38万円控除			38万円控除			廃止			廃止			廃止		
	所得税の特定扶養控除	高校・大学63万円控除			高校・大学63万円控除			高校生は38万円控除 大学生は63万円控除			高校生は38万円控除 大学生は63万円控除			高校生は38万円控除 大学生は63万円控除		
住民税は前年1～12月の所得に対し、翌年6月～翌々年5月を1年度として課税する	住民税の扶養控除	33万円控除			33万円控除			33万円控除			廃止			廃止		
	住民税の特定扶養控除	高校・大学45万円控除			高校・大学45万円控除			高校・大学45万円控除			高校生は33万円控除 大学生は45万円控除			同左		
中学生以下の子どもがいる世帯の手取り収入の変化(イメージ)								↑2011年度以降、2.6万円となった場合								
								↑2011年度以降、1.3万円となった場合								

(出所)2010年度改正税法などをもとに大和総研制度調査部作成